

裁 決 書

審査請求人

市  
市  
市

審査請求人代理人

市  
市  
市

処分庁

市福祉事務所長

令和2年 月 日付けで (審査請求人代理人 (以下「請求人」という。)) から提起された審査請求(令和2年度(審)第96号)について、次のとおり裁決する。

1 主 文

市福祉事務所長が請求人に対して行った、令和2年7月 日付け生活保護費用返還金決定処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

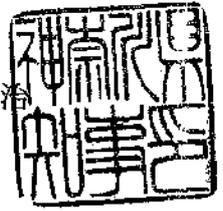
審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

5 その他

審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」(1)ア(イ)中、「用意であったといえる。」を「容易であったといえる。」と誤記訂正する。

令和3年4月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

令和3年3月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 小林 文子

神奈川県審理員 前田 史子



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人  
[redacted]（審査請求人代理人 [redacted] が令和2年 [redacted] 月 [redacted] 日付けで提起した処分庁  
[redacted] 市福祉事務所長による生活保護費用返還金決定処分についての審査請求（令和2年度  
（審）第96号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1及び以下において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [redacted] を「請求人」という。
- 2 処分庁 [redacted] 市福祉事務所長を「処分庁」という。





1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、令和2年7月 日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて審査請求を行ったものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、市に居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第2条第1項の規定により、保護の実施機関である市長から、法第63条の規定による費用の返還に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成20年 月 日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 請求人が所持する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）について、近年の更新状況は次のとおりであった。

交付日	有効期限	等級	交付事由
R1. 6.12	R3. 7.31	3	更新
H29. 6. 2	R1. 7.31	2	更新

オ 平成30年12月17日、処分庁は、請求人から、収入申告書及び国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書を収受した。

同通知書には、請求人の障害の状態が1級又は2級の障害基礎年金を受け取れる程度ではなくなったため、平成30年11月から年金の支払いを停止した旨が記載されていた。

カ 令和元年8月分から令和2年5月分までの扶助額について、処分庁は、保護基準別表第1第2章2(2)のイに該当する者として障害者加算（以下「障害者加算イ」

という。)を認定した上で保護変更決定し、扶助費を支給していた。

令和元年8月・9月分における障害者加算イの認定額は月額17,530円、令和元年10月から令和2年5月分における障害者加算イの認定額は、月額17,870円であった。

キ 令和2年5月上旬、処分庁は、精神障害者保健福祉手帳を取り扱う担当部署に電話し、請求人が精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていることを確認した。

ク 令和2年6月1日付けで、処分庁は、請求人に対し、令和2年6月分以降の扶助額について、障害者加算イの認定を削除する保護変更決定を行った。

ケ 令和2年6月17日、処分庁は、請求人から、同月16日付けの収入申告書及び精神障害者保健福祉手帳3級(有効期限 令和3年7月31日)の写しを收受した。

コ 令和2年7月14日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容の生活保護費用返還金決定処分(本件処分)を行った。

資力発生年月日 令和元年8月1日

返還の理由 その他の理由のため

令和元年8月1日からの精神障害等級変更に伴う障害者加算イの過支給の為

返還対象額 178,020円

控除額 0円

返還決定額 178,020円

サ 令和2年 月 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

シ 処分庁は、請求人に対し、平成29年8月28日及び平成30年7月24日に、年金裁定のための検診命令を発していたが、精神障害者福祉手帳更新のための検診命令は発していない。

### 3 審理関係人の主張の要旨

#### (1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

ア 障害者加算の要件該当性が失われてはいないこと

(ア) 障害者加算の返還請求が認められるためには、積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎づける事由の存在が認められる必要があると解するべきである(東京地裁平成31年4月17日判決)。

本件においては、処分庁において、精神障害者保健福祉手帳の確認をしたのは、令和2年5月である。すなわち、それまでの期間においては、処分庁において、同手帳の確認を一切怠っていたため、積極的に障害者加算の要件該当性を失われたことを基礎づける事由は存在しない。

(イ) 請求人は、処分庁に対し、平成30年12月に、障害年金を受給できなくなった

ため障害者加算をするよう申し出をしており、現に認められている。そうすれば、この時点で、請求人が次回の手帳の更新の際に、精神障害の等級が2級から3級に変更になることを、処分庁は容易に予想できるため、処分庁はその旨、手帳更新の時期に確認をとることも用意であったといえる。

(ウ) したがって、障害者加算の要件該当性は失われていない。  
イ 仮に障害者手帳を請求人が交付しなかったとしても、申告義務違反にはならないこと。

(ア) 本件において、請求人は、令和元年8月の時点で、処分庁に障害者の等級が3級になったことを報告しており、そもそも、この報告自体に申告義務があるわけではないが、少なくとも請求人としては申告を行っている。

(イ) 請求人の障害等級は精神障害によるものであり、十分な資料に基づいて申告することが難しいことが当初から予定されている。また、すでに処分庁は前述のとおり、障害者の等級が3級になったことにつき、事前に予測できるため、その際に資料の提出を求めればいいにもかかわらず、令和2年5月に至るまで何ら資料の提出を求めなかった。

とすれば、請求人が口頭で説明した際に、当時処分庁より資料の提出など何ら教示されていない以上、申告義務違反はない。

ウ 障害者加算の返還の内容につき、十分に検討していないこと

(ア) 本件処分に至る過程において、処分庁において、本件処分当時の請求人の資産や収入、その後の見通し、本件過支給費用の消費の状況等の諸事情を具体的に調査、検討した形跡が見当たらず、要返還額の全額を返還させることが請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれがないか十分な検討を重ねたうえで本件処分を行う必要がある。

(イ) 本件においては、処分庁は本件処分前に、家計などの状況、使用した金員について何ら聴き取りを行っておらず、またその旨の書面も提出させていない。

そうすれば、障害者加算の返還の内容につき、十分に検討していない。

エ そもそも、処分庁の過失を請求人に転嫁すべきでないこと

(ア) 本件処分の原因は、そもそも、処分庁が令和2年5月まで、障害者加算につき、本来は請求人に受給権がないにも関わらず支給をしたことに原因がある。

そして、処分庁は、平成30年12月の障害者年金の受給ができなくなったことを知った際に、今後障害者加算を打ち切る必要があるということは容易に予測でき、また、令和元年8月の手帳更新の際に、等級が3級になることの確認は、容易に行うことができた。

にも関わらず、処分庁は両方につき、漫然と対応し見逃していた。この点、処分庁には過失があるといえる。

(イ) 一方、請求人は、平成30年12月、令和元年8月とそれぞれ申告を行っており、告知義務を果たしている。

(ウ) 今回の処分により、請求人は、最低限度の生活以下の生活をするを余儀なくされるといえ、明らかに生存権の侵害につながるといえ、処分との均衡を欠く。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 請求人へは、生活保護制度では、法第 61 条のとおり生計の状況について変動があったときは、すみやかに届け出なければならないことについて、平成 20 年 7 月 16 日のオリエンテーションの際に説明済みであり、請求人も十分理解し、承知している。

イ 生活保護制度においては、届出が義務とされており、障害者加算が過支給となったのは、精神障害者保健福祉手帳の更新手続の結果を届け出なかったという請求人の過失が原因であり、このような場合に請求人が本来得られるはずがなかった利益の返還を免れることは、社会通念に照らし妥当性を欠き、生活保護制度の主旨からも逸脱していると考えられる。

ウ 処分庁として、本件処分については、違法または不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 理由

(1) 保護の補足性、程度の原則

・法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として(法第4条第1項)、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである(法第8条第1項)。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

(2) 法第63条の費用返還義務について

ア 被保護者が、急迫の場合「等」において、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない(法第63条)。

上記「等」には、保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の設定をした場合等が含まれる。

イ 保護の実施機関が定める返還額は、資力があるにもかかわらず受けた保護金品に相当する金額の全額とするのが原則であるが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に、返還額から控除して差し支えない範囲の額が費用返還通知1(1)①から④及び⑥に列記されている

(問答集問13-5も同旨である)。

(3) 障害者加算の認定基準について

ア 障害者加算について

障害者加算は、保護基準別表第1第2章2に規定されており、被保護者の障害の程度、在宅者であるか(この場合、居住地の級地による。)、入院患者等であるかの別によって、加算額が定められている。

そして、保護基準別表第1第2章2(2)イに該当する者、即ち、「障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(中略)」であって、在宅者かつ1級地(■市が該当)の場合、令和元年8月・9月分について適用される保護基準上の障害者加算イは月額17,530円であり、令和元年10月から令和2年5月分について適用される保護基準上の障害者加算イは月額17,870円である。

イ 障害の程度の判定について

「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと」(局長通知第7-2(2)エ(ア))とされている。

そして、これらを「所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」(同(イ))とされ、この「障害の程度が確認できる書類」には、一定の要件を満たした場合に限り、精神障害者保健福祉手帳が含まれ、同手帳の2級に該当する障害は、国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定することとされている(課長通知第7-問65)。

ただし、障害基礎年金の受給権を有する者の場合、障害の程度の判定は障害基礎年金に係る国民年金証書により行うことが原則であるため、年金の裁定を申請中である場合で、一定の要件を満たした場合に限り精神障害者保健福祉手帳による認定が許されるのであり、また、障害基礎年金の裁定が却下された後に、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けた者については、年金の裁定の再申請を指示するとともに、当該再申請に係る年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度の判定を行うことができることとされている(障害者加算等の認定通知1、同通知2)。

(4) 法第28条第1項に基づく検診命令について

ア 処分庁は、保護の決定又は実施のために必要があると認めるときは、要保護者の健康状態を調査するために、要保護者に対して、処分庁が指定する医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる(法第28条第1項)。

イ 検診を命ずべき場合の一例として、「障害者加算その他の認定に関し検診が必要

と認められるとき」が示されており(局長通知第11 4 (1)イ)、このうち「その他の認定」については、障害年金等の申請のため診断書を必要とする場合、身体障害者手帳の交付を受けるため診断書を必要とする場合などが想定されている(問答集問11-22)。

ウ 処分庁は、検診を行う医師を指定する際、指定しようとする医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得た上で、検診書及び検診料請求書を発行して交付し(局長通知第11 4 (2))、検診を受けるべき者に対しては、検診命令書を発行する(局長通知第11 4 (3))。

エ 処分庁は、検診を行った医師から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査して確認し、検診料を当該医師に支払う。

検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められ、かつ、障害認定に係るものについては、5,970円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定する(局長通知第11 4 (5))。

この検診料は、本来行政事務費の性格を有するものであるが、医療券を発行して医療扶助として支出し、また、上記特別基準の設定があったものとして支払う費用は、別途保護変更決定に基づき、直接医療機関に支払うことになる。

この別途行う保護変更決定は、上記エの検診命令及び上記ウの検診をする医師を指定して被保護者に対し検診を行わせたことに伴う保護変更決定であるから、法第25条第2項に基づく職権に基づく保護変更決定である。

#### (5) 自費で取得した診断書費用の取扱いについて

被保護者に年金収入が発生した場合、その実際を受領額を収入として認定するが、当該収入を得るために必要な経費として受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その必要額を上記収入から控除する(次官通知第8 3 (2)ア、局長通知第13 3 (1))とされており、被保護者がいったん自費で診断書費用等を負担する場合があることも想定されている。

また、障害基礎年金受給のためその申請書に添付する診断書を被保護者が自費で取得した場合の費用に関し、年金収入から控除すべきか、検診命令を事後承認したこととして費用を措置すべきかという点について、上記の次官通知第8 3 (2)ア(イ)及び局長通知第13 3 (1)による処理をすべきとしつつ、障害者加算等の認定について、局長通知第11 4 (1)イにより検診命令を行って差し支えない(問答集問8-27)ともされているから、被保護者が一旦自費で取得した診断書費用について、事後的に検診命令を行ったこととして、保護変更決定を行って支給することも許容されていると解される。

## (6) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、令和元年8月から令和2年5月までの障害者加算イの認定が誤りであったとして、同認定の結果生じた過支給額を法第63条に基づく費用返還金として決定した処分である。

イ 請求人は、障害の程度が改善したことを理由に平成30年11月から支給停止されているから(前提事実オ)、翌月である同年12月以降は、当該障害基礎年金に係る国民年金証書を根拠に障害者加算イを認定することはできず(局長通知第7-2(2)エ(ウ))、その当時有効であった精神障害者保健福祉手帳は、上記年金裁定よりも前の平成29年6月2日に交付されたものであることから(前提事実エ)、当該精神障害者保健福祉手帳が2級であることをもって障害者加算イの認定をすることもできない。

またその後、令和元年7月31日の有効期限に先立ち更新された精神障害者保健福祉手帳は、上記支給停止に係る年金裁定よりも後の令和元年6月12日交付であるが、3級であるため(前提事実エ・キ・ケ)、やはり、当該精神障害者保健福祉手帳によって障害者加算イを認定することもできない(年金の裁定の再申請を指示すべき合理的理由もない)(障害者加算等の認定通知1、同通知2)。

ところが処分庁は、少なくとも、令和元年8月から令和2年5月までの間、誤って、障害者加算イを認定した上で算定された扶助費を支給してしまっている(前提事実カ)。

そして、法第63条は、処分庁の過誤による過支給の場合にも適用されるところ(上記(2)ア)、この場合、誤認定により本来支給されるべきでなかった過支給額が「資力」であり、「資力があるにもかかわらず保護を受けた保護金品に相当する金額」であるから、過支給額全額が返還額となるのが原則である(費用返還取扱通知1(1)柱書本文)。

従って、本件においては、少なくとも、令和元年8月から令和2年5月までの間の障害者加算イの累計178,020円(令和元年8月・9月分は月額17,530円、令和元年10月から令和2年5月分は月額17,870円で積算)全額について返還を求めることになるのが原則である。

ウ 次いで、費用返還通知1(1)①から④及び⑥により返還額から控除できる事情があるかについては、請求人から具体的な主張及び資料の提供は何らなされておらず、同①、③、⑥に該当する事情は特段見当たらない。

しかし、同②又は④については、処分庁は、障害基礎年金に係る国民年金証書により障害者加算イの認定をできなくなった平成30年12月より後の、令和元年6月12日交付に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続きに関し検診命令を行っていないから(前提事実シ)、同更新手続きに使用された診断書作成費用を請求人が負担しているであろうことを、職務上当然に認識していたと解されるが、当該費用の控除について、何ら考慮していない。

また、返還額の決定は、実施機関としての組織的な決定をもって行うものであり(問答集問 13-5 (3)) 一般には、ケース診断会議を経て行うものであるところ、そうした経過を経ている事情も見られない。

エ 以上から、本件処分は、処分庁が返還金を決定するにあたり、少なくとも診断書作成費用の控除について検討をしていない点において、違法又は不当であると言わざるを得ない。

#### (7) 請求人の主張について

ア 請求人の障害の程度が、平成 30 年 11 月以降、障害者加算イの障害の程度に該当しないことは客観的に明らかであり(前提事実エ・キ、上記(3)イ)、この点に関する請求人の主張は独自の見解に過ぎない。

また、請求人が引用する東京地裁平成 31 年 4 月 17 日判決は事案が異なり、本件の先例となるものではない。

イ 法第 63 条に基づく費用返還金決定処分の要件は、資力があるにもかかわらず保護を受けたことであり(上記(2)ア)、収入等に関する届出義務違反があるかどうか(精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けた際の届出義務違反があるかどうか)は、本件処分の要件となるものでない。

また、法第 63 条の急迫の場合「等」には、保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の設定をした場合等が含まれることは既に述べたとおりであり(上記(2)ア)、仮に処分庁の不十分な職権調査の結果としての過支給であったとしても、法第 63 条に基づく費用返還金決定処分を行うことの妨げになるものではない。

ウ 法第 63 条に基づく費用返還金額は、資力があるにもかかわらず保護を受けた保護金品に相当する金額の全額であるのが原則であり、全額を返還対象とすることによって自立が著しく阻害されると認められる場合に、費用返還通知 1 (1) ①から④及び⑥で定められた範囲の額を、返還額から控除できるとされている。

よって、検討の対象は、同通知 1 (1) ①から④及び⑥の費用の有無及び控除の適否であり(上記(2)イ)、返還金額決定にあたり、本件処分時の請求人の資産や収入、その後の見通し、過支給費用の費消の状況等の調査をすべきという請求人の主張は、独自の見解に過ぎない。

#### (8) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～五 【略】

2. 【略】

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5～10 【略】

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面を

もつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。

3 【略】

(報告、調査及び検診)

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施(中略)のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、(中略)当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2~5 【略】

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

イ 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。別紙1において「保護基準」という。)

別表第1 生活扶助基準

第1章 【略】

第2章 加算

1 【略】

2 障害者加算

(1) 加算額(月額) (審理員注: 第242次 平成31年厚生労働省告示第145号(平成31年4月1日施行)のもの)

		(2) のアに該当する者	(2) のイに該当する者
在宅者	1級地 (後略)	【略】 (後略)	17,530円 (後略)
入院患者(後略)		【略】	【略】

(1) 加算額(月額) (審理員注: 第243次 令和元年厚生労働省告示第66号(令和元年10月1日施行)のもの、第244次 令和2年厚生労働省告示第124号(令和2年4月1日施行)のもの)

		(2) のアに該当する者	(2) のイに該当する者

在宅者	1級地 (後略)	【略】 (後略)	17,870円 (後略)
入院患者	(後略)	【略】	【略】

(後略)

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則(中略)別表第5号の身体障害者障害等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(中略)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(後略)。

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(中略)。ただし、アに該当する者を除く。

(3)～(5) 【略】

3～5 【略】

ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。)

第8 収入の認定

3 認定指針

(1) 【略】

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)

(イ) (ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

イ～エ 【略】

(3)～(5) 【略】

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。(後略)

エ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。)

第6 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

1～9 【略】

10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

11～22 【略】

23 国民年金法

24～39 【略】

#### 第7 最低生活費の認定

1 【略】

2 一般生活費

(1) 【略】

(2) 加算

ア～ウ 【略】

エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。

(後略)

(エ)・(オ) 【略】

オ～コ 【略】

(3)～(10) 【略】

#### 第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

1～3 【略】

4 検診命令

(1) 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。(後略)

ア 【略】

イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

ウ～ク 【略】

(2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行なう医師又は歯科医師は、要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

(3) 検診命令書の発行

(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうものとする。 (後略)

(4) 検診書の検討および受理

検診を行なった医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればその検診を行なった医師又は歯科医師に紹介して(1)の各号の疑いを明らかにしたうえ、これを受理すること。

(5) 検診料の支払

検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほか4630円の範囲内(ただし、障害認定に係るものについては5970円の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(審理員注：上記診断書の特別基準額については、令和元年6月12日の精神障害者保健福祉手帳交付に先立つ検診命令にかかる費用のため当時の額で表記)

(6) 【略】

第13 その他

1・2 【略】

3 国民年金(福祉年金)及び児童扶養手当の取扱い

(1) 福祉年金受給権の裁定請求に必要な費用及び児童扶養手当受給資格の裁定請求に必要な費用については、次官通知第8の3の(2)のイ)によって、年金又は手当収入を得るために必要な経費として、その実際必要額を当該収入から控除するものであること。

(2) 【略】

オ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。)

第7 最低生活費の認定

問65 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(中略)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。(後略)

カ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還取扱通知」という。)

(前略)

1. 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。(後略)
- ③ 当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取扱いして差しつかえない。)
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。(後略)

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要なと保護の実施機関が認めた額。(中略)

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合(中略)をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。

(2) 【略】

キ 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)

第8 収入の認定

1 【略】

2 就労に伴う収入以外の収入

問8-27 年金受給のための診断書の費用

(問) 障害基礎年金受給のため、その申請書に添付する診断書を被保護者が自費で診断を受けて作成した場合、その費用はどのように取り扱うか。年金から控除するか、検診命令を事後承認したこととして費用を措置すべきか。

(答) 設問のように自費で診断書を作成した場合は局第13の3により取扱いが定められているが、次第8の3の(2)のアの(イ)に示す「受給資格の証明のために必要とした費用」として、当該障害基礎年金を初めて受給した際における収入認定に当たって、その診断書作成に要した費用を控除すべきである。

なお、障害者加算等の認定に関しては局第11の4の(1)のイにより検診命令を行って差し支えないものである。

第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

1・2 【略】

3 検診命令

問11-22 検診命令と診断書—その1

(問) 局第11の4(1)のイにおける「障害者加算その他の認定」のうち「その他の認定」とはどのようなものがあるか。

(答) 障害基礎年金等の申請のため診断書を必要とする場合、身体障害者手帳

の交付を受けるため診断書を必要とする場合などが予想される。

## 第13 その他

### 1 保護費の返還、徴収等

#### 問13-5 法第63条に基づく返還額の決定

(問) 災害等による補償金を受領した場合、年金を遡及して受給した場合等における法第63条に基づく返還額の決定に当たって、その一部又は全部の返還を免除することは考えられるか。

(答)

(1) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。

(2) しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。(中略)

ア 盗難等の不可抗力による消失した額。(事実が証明されるものに限る。)

イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額。(保護基準額以内の額に限る。)

ウ 当該収入が、次第8の3の(3)に該当するものにあつては、課第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取扱いして差し支えない。

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。

- ① いわゆる浪費した額
- ② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額
- ③ 保有が容認されない物品等の購入にあてられた額

オ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真

に必要と実施機関が認めた額。

- (3) 返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第80条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を相当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと。

(後略)

- ク 生活保護法による保護における障害者加算等の認定について(昭和40年5月14日社保第284号 厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「障害者加算等の認定通知1」という。)

柱書 【略】

1・2 【略】

- 3 要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、(中略)その他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。

ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。(後略)

- 4 3により障害者加算等を認知した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。

ただし、当該裁定等に係る医師の診断の後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けることとなった者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因になった傷病について初めて医師の治療を受けた後1年6月を経過しているものについては、再度年金の受給に必要な手続を取るよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害加算等の認定を行うものとする。

5 【略】

- ケ 精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について(平成7年9月27日社保第218号 厚生省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「障害者加算等の認定通知2」という。)

前文 【略】

記

精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は次のとおり行うことができるものとしたこと。

1 障害基礎年金の受給権を有する者の場合

- (1) 障害の程度の判定は原則として障害基礎年金(以下「年金」という。)に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付月日又は更新年月日が当該障害の原因となる障害について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。
- (2) 年金の裁定が却下された後、手帳の交付又は更新を受けた者については、年金の裁定の再申請を指示するとともに、再申請に係る年金の裁定が行われるまでの間は、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度の判定を行うことができるものとしたこと。
- (3)・(4) 【略】

2 【略】

コ 市福祉事務所長に委任する事務に関する規則(昭和 年 市規則第 号。別紙1において「委任規則」という。)

第1条 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項(中略)の規定により、市長の権限に属する事務の一部を市福祉事務所長(以下「所長」という。)に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 次に掲げる事務は、所長に委任する。

(1) 生活保護法(以下この号において「法」という。)

ア～シ 【略】

ス 法第63条に規定する被保護者の返還する金額の決定に関すること。

セ～テ 【略】

(2)～(7) 【略】

